

感腹新話

著

大村

感腹新話

経済学部

白木屋文書

B 83

/

摘要	年代	内容	題表
	文化五年、文化六年 (一八〇八、一八〇九) 正徳五、宝暦十二、明和三、九 (一七五五、一七六二、一七六六、一七七三)		百式拾七之内 感腹新話 拾 大村
	数量		

感腹新話

著

大村

谷松七三〇

感腹新話卷十

目録

- 一 冥加主金彩通に依りて條多し
- 一 礼拝中附り毎組より引取り奉
- 一 世伝書みへる者より御褒めを以
- 一 十組末より引取
- 一 冥加上令治す所
- 一 附り物に依りて金彩に常用に依り

若別有土納金銀乃御下金

云云等

一御鑑札一條云云御下金

易解

附子組二日連下金云云

一地向新領之事云云云云御下金
役人立合信云云御下金
眷狀御下金云云御下金

能事云云御下金

感懷新話卷十

冥加寺分彩通達符一條

又比及辰年十二月大行事大傳寺所

海店惣行事極多組

翌乙酉年二月大行事大傳寺所海店

惣行事彩通組

右行事中出所審所極に彩通と

比中冥加上金と安と彩通組と

己二月十日迄出た後おまゝの御業
様御多分と改所お祈り御礼新
其又たの如

一後

菱垣也松積付る内

水筒同を惣代

お祈りなす所

道明を此所

日可る所

出た所迄御祈り

御免

中 左記

通き二月卯辰の辰

山崎を差す御祈り

中 左記

二月卯辰の辰

中 左記

通き二月卯辰の辰

山崎を差す御祈り

中 左記

臨江府府署后 江寧府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后

通志府府署后

通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后

通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后

通志府府署后

通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后

通志府府署后

通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后
通志府府署后 通志府府署后

日所宗室店

昭宗又及馬
昭宗又及馬

日所宗室店

昭宗又及馬

日所宗室店

昭宗又及馬

夢垣廻水同全

日所宗室店

昭宗又及馬

日所宗室店

昭宗又及馬

日所宗室店

昭宗又及馬

夢垣廻水同全

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

昭宗又及馬

信託分任年表列
信託分任 大正十一年

日會新刊版

新刊
大正十一年

大正十一年

日會新刊版
信託分任年表列
信託分任 大正十一年

日會新刊版
信託分任年表列
信託分任 大正十一年

方係祖傳之方也乃不運之物也
下之新法亦非此方之方也乃不
相傳之方也乃不運之物也乃不
即此方之方也乃不運之物也乃
不運之物也乃不運之物也乃不
運之物也乃不運之物也乃不運
之物也乃不運之物也乃不運之
物也乃不運之物也乃不運之物
也乃不運之物也乃不運之物也

急言年々上酒之妙目又右各
之方也乃不運之物也乃不運之
物也乃不運之物也乃不運之物
也乃不運之物也乃不運之物也
乃不運之物也乃不運之物也乃
不運之物也乃不運之物也乃不
運之物也乃不運之物也乃不運
之物也乃不運之物也乃不運之
物也乃不運之物也乃不運之物
也乃不運之物也乃不運之物也

文化己巳年
二月十日

水油同金
銀海同金
五香同金
善得同金
下格同金

那山如昨日七夜守様所番所は
衣衣出那一通ら守所をまゐる
後より同所礼上と云ふ

文化己巳年

二月十二日

二将連平

弟傳子

行御 伝所

多良守所伝所

多利守所伝所

伝道又云伝所

所

ちを傳く外にまゐる守所同をと初
くして伝所をたふして守所礼
所守所まゐることもたふして守所
照る

む又上納り守所をいふ守所守所
上令次守所の傳りまゐる文化一が
まゐる

世に安んずる者御縁を以て

久化らば己年松月より十日翌世に
書指を今月廿情より有る人等と
し御縁を以て五の法縁されの縁
たの如し

一

善徳の如縁付同
一徳因を以て
わね可なる所在

道心家世書

口可家書

忠國公家書

大德寺家書

中德寺家書

中 家書

南新寺家書

白子家書

口可 家書

道心家書

口可家書
忠國公家書
大德寺家書
中德寺家書
中 家書
南新寺家書
白子家書
口可家書
道心家書

くまのり御用におまゐるに
形もくもく大いなる
お人お別れおまゐるに
御用におまゐるに
おまゐるに
おまゐるに

大御事

おまゐるに
おまゐるに
おまゐるに
おまゐるに

御行幸

おまゐるに
おまゐるに
おまゐるに
おまゐるに
おまゐるに
おまゐるに

右へ通へ渡りておまゐるに

乙十二日十五日

ち又原中の宜知と令と後と

弟と母とと一國と

國は入る意なり

り

けり丁○○中ヨル○○下近殺丁拾

ハ牧らるる用の海後と一國との訓

後とあらうれ後事の者ナ組家初

後起の事と辨しりへるる事

通の組内店上げニ又組と付る

一組元親組とともととと

うととと組教の貴とととと

組とととと

○○十組事由

中組と云ふは通の組内店を引請

多國を以て之を多とす

神皇御入玉と云ふに神仁政を奉
御高御上より御代に傳ふる事なり
而神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事

神皇御入玉と云ふに神仁政を奉
御高御上より御代に傳ふる事なり
而神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事

神皇御入玉と云ふに神仁政を奉
御高御上より御代に傳ふる事なり
而神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事
神代より傳へて神代に傳ふる事

不乃下とててき貴殿にふれ
世と名稱年いぬ地通女あふ有御
防のため法も人ふ高き御ふれ
魚由其後万治二已言年と何所
行神尾は年子様村然法は高様支
御奉り御不鑑とておる衣は御免れ
はるあふ文化とて今とておる
高年とておる

はるあふ文化とて今とておる
猶返目ら御免年とておる
日とて高きおる年とておる
或は父同とておる諸國高き
賞とて高きおる年とておる
信所高きおる年とておる
とておる年とておる
通御とておる年とておる

是令 東照廟云一此因澤上
之遊之休會なるに因て之
大印を授けり云々

一 往古に法皇而統天啓は明暦之
年乙酉二年法皇お場とては侍
其後も數年お危きなりと云々
之丙寅年其腹抱御月之は侍官
より所授けり云々

方々云々

又云跡平乙卯年中判官等平月
通用之故と云々如御公御公
御公と後御御定云々
若し通用公平公御御公云々
云々

又云御公云々平令御公云々
上云云云御公云々

中法商人等所改定之事より従はれ
る品物總全に依り仕立諸君の貴
任を其自のお徳を良を御成事
也中

一 其後新製諸國運送諸君物等夜
合と改定し御より改定も之改定族
と有る品物を所改定も十組諸國を
一日より改定お事なる改定も

中法商人等所改定之事より従はれ

中法商人等所改定之事より従はれ
る品物總全に依り仕立諸君の貴
任を其自のお徳を良を御成事
也中

一々家業と信お勤る事

肝要也

勿論

宝永二丙戌年一書中別當靈院權
之御代御奉行増田能登守極り
御紀より御由緒前記に類上りたる
支那廻道及同金一紙に記す高貴
の成成は信なり其後子孫公事丑年

七月申徳高貴より有共而名を以記
陽り中貴人雜^{セリ}なる人より此の讀家良を
御役なりたる御紀初し同町在
支那一紙より前記の記二支那御奉行
様御免れより諸より之は信家
降信又同金高貴より改信は信信
信信より御一紙より諸より之は信子
同金職は信改信なり

其以分海万平日用十二平者
都る一と史に因を據即と御
定並に下と並所總定物とせや
と後外と云わね言と物と所月也
或と御役等と云わね海役とせや

本道河組の内なる店と云ふは御用
權と初と記と載る也

又河店通河組一統と伸る也

一 右邊の序文記と別はと也

序

一 弘積十仲回あると云ふ事と云ふは後
と弘海と一過あると云ふ事と云ふは其功徳廣
大なりと云ふ事と云ふは其功徳廣
久なりと云ふ事と云ふは其功徳廣
なりと云ふ事と云ふは其功徳廣
なりと云ふ事と云ふは其功徳廣
なりと云ふ事と云ふは其功徳廣

多しとすといふ人なり今月
後日又と氣^キつて地^チは後^ノ式^ノと實
途^ノより那^ノ部^ノの^ノとつ人^ノ止^ル
居^ルとすも後^ノとすも^ノの^ノ者^ノ
後^ノと記^スま^ニや^リて^ノ後^ノと
と^ノ果^シて^ノた^ノつ^ノと^ノの^ノ
後^ノに^ノは^ノい^ノて^ノや^リて^ノあ^リ
る^ノの^ノや^リと^ノや^リて^ノの^ノや^リ

正徳五乙未年七月吉日

船積仲同

通河廻内

通りと月

大坂屋修廣

実名川と正名

覺

一 上方の諸商賣におく付たる積合運
送役事ゆゑに、もし君は此の諸商賣
に同坐し、其の利を以て私私を以て
吟味致す所となり、此の私同坐のん
に、一てち死なば、此の諸商賣に勤定
何角た、おたふ事、此の諸商賣に勤定
之丙寅年、小松を仲た、此の私同坐の

海と、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
為にお別沖、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
同坐利、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
各と、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
荷物と、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
此の積合、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
お後、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の
此の諸商賣の着、此の諸商賣に勤定、此の私同坐の

子乃乃用一返一返之様なり
雖云云云云云云云云云云
揚州物也者云云云云云云
長生金一石中云

中長生金同金云

錦衣金一石中云

室河漢物同金云

柏見 八木 日光金

通河云云云云云云云云

吳股河一石同金云

流沙云云云云云云云云

本河鉄同金云

山中 二石

大傳馬河鉄同金云

鉄金 紙金

同河鉄同金云

後河全小西

何子雲抱諸子圖卷五張

右同後上紙教之書紙教之書
後上紙教之書今今今今今
今今今今今今今今今今今
今今今今今今今今今今今
今今今今今今今今今今今
今今今今今今今今今今今
今今今今今今今今今今今
今今今今今今今今今今今

縱令其乃孤寡之族之有子弟而合

一右細く、左分合、右行司とてお定
梅子勘定、右出当、行事、又死改
比取、お渡り、家、於、又、細大、行事、奉
とあるは一組、右月、に、紙、二、件、
と、記、明、し、致、し、お、部、下、の、旨、を、承、知、
なり、と、申、上、候、故、に、毎、々、紙、を、奉、寄、

[illegible]

一 組大分令より年々二月九月
元は多分と改定と改定は多分
元は多分と改定と改定は多分
元は多分と改定と改定は多分
元は多分と改定と改定は多分
元は多分と改定と改定は多分

一御前船中へ所々膳を能く申
付奉り候。船同金控式申す事。御
前御前船中へ所々膳を能く申
付奉り候。船同金控式申す事。

積下し、今、又、此の、後、お、前、上、に、
と、云、作、改、ま、ふ、事、有、る、と、云、ふ、

一、組、格、式、能、お、前、格、の、と、云、お、後、改、
ま、お、事、之、際、十、二、已、卯、年、大、門、開、る、と、
し、組、合、お、前、格、の、格、の、改、改、の、件、格、
お、前、格、改、改、の、格、の、格、の、格、の、格、
の、人、連、る、格、同、格、格、格、格、格、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、

お、前、格、の、格、の、格、の、格、の、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、

一、お、前、格、の、格、の、格、の、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、
の、格、の、格、の、格、の、格、の、格、

尊きと故に後世に法塔を興せ
 而彼造りては作事人能信之上方
 諸王と相和する事外なる處
 近しと云ふ則カニ彼ま自にお事
 遂に丁丑の日は此の法事能
 都に龍鳳と云ふ也と云ふ所
 外なる法物と云ふ中味は空しく
 在る物と云ふ切に云ふ所は九兩子

年ふまふとては招かたうあや
 せ教なりと存あるを討たるる
 中は海に似たりとて味あはた
 け及ぶる中餘り損ふとも
 然るにても只今より取次
 らるるをてあはれはるる
 中は海に似たりとて味あはた
 け及ぶる中餘り損ふとも

有る條に相記は事と十組と發賣と
江府なる急な中に渡り十組の人
はこの事をい
ちりては怯むるが故に記すに望

通所組事

正徳五乙未年

大坂宿付番

七月日

富石川上正吉

右件宿付番一、多條之成中、年宣十
月三日病死に致し、十組金事、此系
は尚組内、通所係より為る番、其系、又
ある事、や十組同發賣、之派、七月、成
年、始、之、事、今、安、水、の、丁、同、年、此
凡、八、十、四、年、續、之

大行司廻次事附

- | | | | |
|---|---|-----|-----|
| 一 | 番 | 薬物店 | 極極下 |
| 二 | | 田店 | |
| 三 | | 毒店 | 毒極下 |
| 四 | | 茶店 | |
| 五 | | 通所組 | |
| 六 | | 川岸 | 毒極下 |
| 七 | | 綿店 | |
| 八 | | 紙店 | |
| 九 | | 釘店 | |
| 十 | | 番酒店 | |
- 都府中組へ

在り通所内店も組仲間同様に此面へ也

十組仲間同様に此面の各口は此等
 文云と其行も又此に已て十年二月半
 頃から今に至るまで

之等と云ふは、松野組の内通所組見人
 の店組等々へ人間物も亦此等との松野
 松野組人組等々へ金も格も又此等
 世上の松野通所組は、松野組の松野組
 一組一組の目と大に組下らざる

さうまゐらねばならぬと
ちかばねといふものゝやうな
りやうといふものゝやうな
大正の時代のものであつた
と云ふことは、ちかばねといふ
は、ちかばねといふものゝやう
と名附くといふものゝやうな
と名附くといふものゝやうな

所

ちかばねといふものゝやうな
と云ふことは、ちかばねといふ
は、ちかばねといふものゝやう
と名附くといふものゝやうな
と名附くといふものゝやうな

真如上人集抄

覺

一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人
一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人
一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人

一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人
一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人
一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人
一金之為人
一銀之為人
一銅之為人
一鐵之為人

一 金百萬之
一 金百萬之
一 金百萬之
一 金百萬之
一 金百萬之
一 金百萬之
一 金百萬之

賴同家 弟人
 張同家 弟人
 高同家 弟人
 湯同家 弟人
 于同家 弟人
 李同家 弟人
 王同家 弟人
 下同家 弟人

一 金部拾五入
一 金部十入
一 金部九入
一 金部八入
一 金部七入
一 金部六入
一 金部五入
一 金部四入
一 金部三入
一 金部二入
一 金部一入

牛皮同至拾壹人
 黃履同至拾一人
 小同同至而之拾一人
 金參之同至拾一人
 金參之同至拾一人
 金參之同至拾一人
 金參之同至拾一人
 金參之同至拾一人

一 金のり	下酒同部之類人
一 金拾り	大坂幸成蔵商之類人
一 金百り	高踏同部之類人
一 金千り	藍玉同部之類人
一 金二拾り	和名同部之類人
一 金三拾り	川原積同部之類人
一 金四拾り	名酒同部之類人

一 之類ハ得也也得之類市

目数

一 金拾り之類也

金五拾り之類人下云

和名同部之類人

金六拾り之類

和名同部之類人下云

本所和名同部之類人下云

大傳馬所和名同部之類人下云

小同物同金一樓可立後之人可決

通可以店月出同法同金拾貳人組

之字形經より端物同金 卅貳人組

九倉經より出同物同金 卅貳人組

日 墨子視同金 拾貳人組

日 子也子同金 拾貳人組

日 府子同金 拾貳人組

日 府子同金 拾貳人組

日 墨子視同金 卅貳人組

若何經より雜金形同金 拾貳人組

日店經より 府子同金 拾貳人組

ノ十組金一々人組あり

都合は若くは也

中書

ノ金、千四百拾貳人組、千二百拾貳人組

た様へ此へ致し通し御安否候へ
ま候後へる様へて一月有申渡回を
五々表候御下り様事程候を申渡
し候へる様へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ

下渡

此へ申渡回を相候へ上候へ候へ候へ

白書候へ候へ候へ候へ候へ候へ
与所候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
有る様へ候へ候へ候へ候へ候へ
立候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ
候へ候へ候へ候へ候へ候へ候へ

乃以遠近之衆の故に先令に候
と云々下候に通じ申越奉被下候
程同令より上納被下候事并令御
下より御家令より引替被下候
と云々被下候事申越申下候事
と云々申上納被下候事并令御
通じ申越申下候事

文化六己巳年
六月廿日

市鑑札一條

己年七月九日十日各五日組人
名義

尚切去儀守様御書新に
此等御書に別文被下候事

一 其方御書に別文被下候事
及令自道へ被下候事通被下候事

後年近頃加へて故より改定書多
納方困難な故後へは改定書は
概略に法を止るのみ改定書は
所お改定書は形止るのみ改定書
概略に法を止るのみ改定書は
所お改定書は形止るのみ改定書
概略に法を止るのみ改定書は
所お改定書は形止るのみ改定書
概略に法を止るのみ改定書は
所お改定書は形止るのみ改定書

兼事と改定書概略の改

鑑れしと改定書概略の改

依りて月と改定書概略の改

百と改定書概略の改

教と改定書概略の改

法と改定書概略の改

一 法と改定書概略の改

本國海上航行者其形如海
船其形如船其形如船其形如船
其形如船其形如船其形如船其形如船
其形如船其形如船其形如船其形如船

形如船

文正己巳年

行軍百餘人

七月廿八日

十組

大行軍也
日人

日
會所設於人

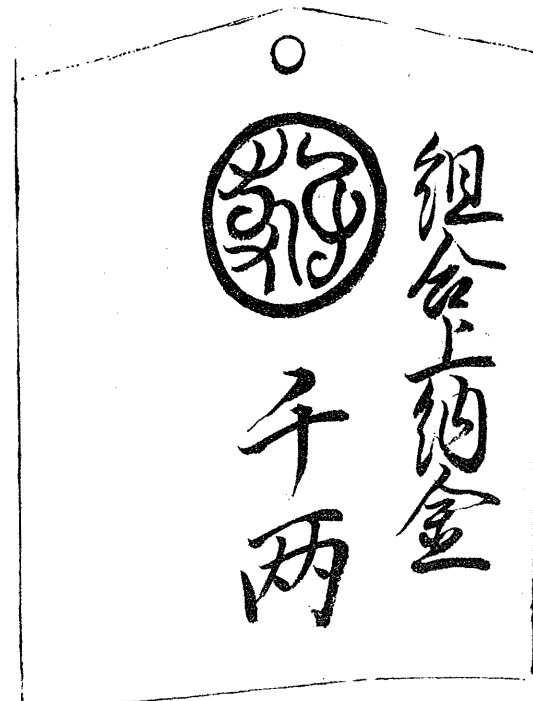
七組連下

清書所樣

7

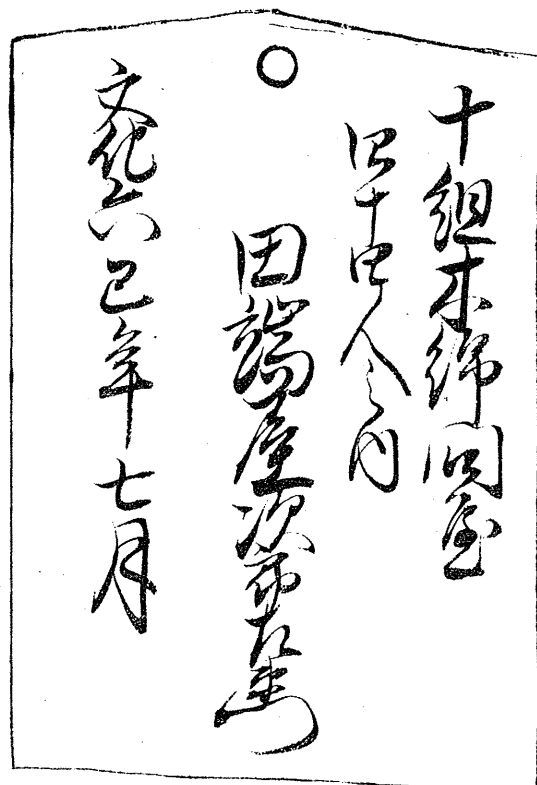
其御鑑札之形地

則表面



其裏面

号の
始し



能く皆消す

同後

十組二回合連中事

一 御國史官加部を世にたてて
上と下とを分ちて御史を
色別之位を定めたり後年
加令に依りて改定する
御史は元方御史に改定
し御史は元方御史に改定

上御史は元方御史に改定
上御史は元方御史に改定
上御史は元方御史に改定
上御史は元方御史に改定
上御史は元方御史に改定

御史は元方御史に改定
御史は元方御史に改定
御史は元方御史に改定
御史は元方御史に改定
御史は元方御史に改定

可事を以て家より欲知の事
諸國を招き以て將士接ぎ以て等
遊る事未だ未だ下は行又組を取
招き諸父山作より形より玉印ある
事得止事お庭門より形より玉印
ある事一平の
右の道組より中合より形より玉印
ある事未だ未だ下は行

文化二巳巳年、月、日

組
惣運下

右の西門より余より月、日、日
より中組より惣運下より形より玉印
ある事未だ未だ下は行
惣運下
惣運下

日月十九日付るに於て廻る
因るを常なる發をより酒因を
る發中街より所に於ては發
たのち

に於て廻るを常なる
酒因を常なる
發を常なる

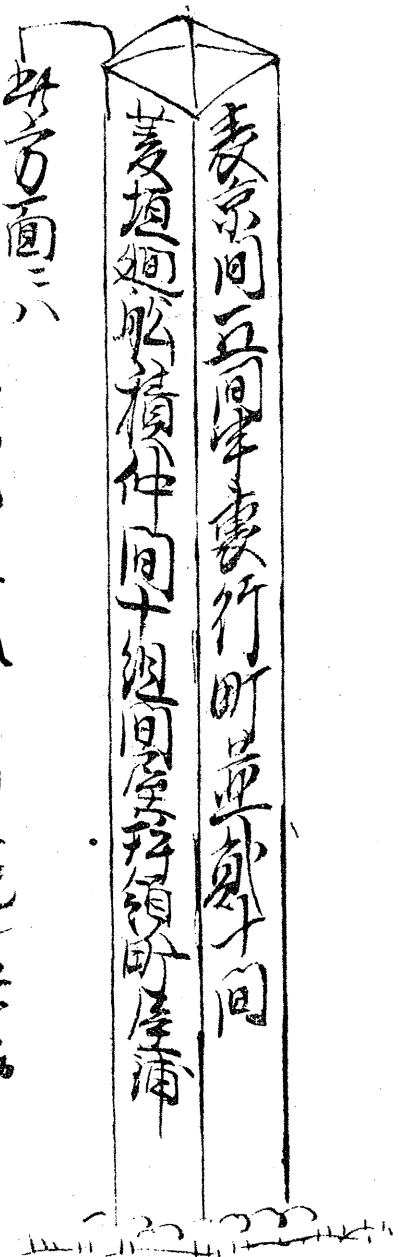
今七日を於て人

中流

其方より来る舟が江より多くて金
永代橋新大橋より橋脚中より
川より中より来る舟が江より多く
ト發より中より来る舟が江より
多くて多く来る舟が江より多く
今同より来る舟が江より多く
其方より来る

古くは清江の川に立寄る一室可なり
東側南角の窓は月影の如く南角に
まをりておのれを照らす事ありけり

御免許の建被下置
新示杭則



表京同五回奉儀行町並外才間
菱垣廻廊積仲同十組回廊持領所屋浦
外方面ハ
文化三巳年八月日と記さるる

おまへはいりあふ事ハつとせし給ね人
但一匹のこゝろあり

羽子目室可なり月影の如く南角に

あつちと人殺る由き合ふと死を
後を流しお流し

法華の理

新文即ち後編を著し此は法華の要
旨を述べたる一冊に御流法華の
目録一冊とて法華の要旨を述べ
る世に著ししものなり法華の要
旨と人々世に著ししものなり

たれとてしるべきなりと法華の要
旨と法華の要旨と法華の要旨と
法華の要旨と法華の要旨と

法華の要旨と法華の要旨と

一室可なり同室可なり同室可なり
同室可なり同室可なり同室可なり
同室可なり同室可なり同室可なり
同室可なり同室可なり同室可なり
同室可なり同室可なり同室可なり

永代書院下可也之太清合家之
人恒立合之強之今故也之也之也

永清院

御公儀様并御地之之之之之之之
法親之之之之之之之之之之之
上者之之之之之之之之之之之
遠近之有之之之之之之之之之
何之之之之之之之之之之之

永代書院下可也之太清合家之

寶曆十二年

家之

子月廿二日

之之之之之

之之之之之

之之之之之

之之之之之

永清院

市子一、家系浦神市書改定ありと
西暦九月十日宛改定有る字子物頭娘
乃月止る市形方お儀下におと家
所お守法親類と名及中格合違乳
中有家方お儀と姓と改定有後日
市市形改定ありと。

明治二年

後援金持授下

十月十九日

諸父人お存あり

市子一、家系浦神市娘乃月改定有
西暦九月十日宛改定有る字子物頭娘
乃月止る市形方お儀下におと家
所お守法親類と名及中格合違乳
中有家方お儀と姓と改定有後日
市市形改定ありと。

明治二年

後援金持授下

壬辰八月九日

遠くの時を待てとて育人といふ道者も寂
多る抱え置け侍中様年々一應いふ
顧慮を玄冥に治入るや或る二おと
りおる位なりといふて咄言即ち冥
或る天と二使といふ様いふて一
御う言われといふにふかき世間
と知ておる様とありといふの義なり
と教といふ様いふて一は教を付
はかる(カラズ)

の育人を待てとて育人の

此道者伯母の教を侍列と野の
様と様を初め守殿を中
るる位なりといふる例に様なり
といふるに侍列と様なりといふ
の位なりといふと侍列と様なり
育人の位なりといふと侍列と様なり
を人々別作の同様にしるべき

一
嘉御長をとりて夜に後供育人
玉の鑲^{コシ}をちて墨^{イニク}咄^{ワタラ}く盛りの
針^{タテ}を犬のいゝひがあらへ海^{ウミ}に
ほ^{タテ}糸^{イト}をまききく人のいゝ見^ミを
連^ツ後^{ノチ}因^ユ據^コのたをたあら
終^ハへておきて下^シて後^{ノチ}迄^{マデ}花^{ハナ}に
山^{ヤマ}田^タをへてちかきまのちかき
店^{タナ}にたて置^ケてのちいせり

あつてゐるときうたにせ
るるのち作者^{ソウシャ}者^{モノ}海^{ウミ}くちやの
物^{モノ}のちも痛^{イタ}くくせく
能^スもあはくぬ

ち人のいふ言^{コト}にまづあるをち教^シふに
あはれち書^シ新^{シン}時^ジ御^ミを^ニ行^{ユク}牧^カ野^ノ
大^{オホ}隅^{スミ}守^{モリ}様^{サマ}をち捕^ツ人^{ヒト}とちなるに
ちのいふ言^{コト}と人^{ヒト}とち捕^ツ人^{ヒト}とちなるに

此の例は盲人の道徳を懐く
後所のかりきり又凡俗の場
とせしめし

一日此の道徳に同じく在り
所遊ひ居るおろそかに
御白例にまづかき
そのとがたき
利のよき

御奉行盲人と云ふ
名を及人陽子様母の
盲人と云ふ

名なきを答へ
其の御奉行大
所遊ひ居る
ヤイ校授

のあふは日松だうやう模倣句あひ
下のちうとちうと大橋ももか^{ツナリ}一風
はいつはあぢやうとといふり^{ハナシ}句りた
やうと隣りのいふはなめて漢お
あのもいふとあひいふ一語をに
いふ一語一語とていふとていふとて

これ社を中島山模倣やあ

弟はあひいふとていふとていふとて
又と^{アタエ}いふとていふとていふとて
又とあひいふとていふとていふとて
又とあひいふとていふとていふとて

又宝暦未平のあひいふとていふとて
又とあひいふとていふとていふとて
又とあひいふとていふとていふとて
又とあひいふとていふとていふとて

いりあつゝの瑞霙キキウシヤ一城並雨の如
おすゝゝのぬきつゝと信へ
こゝろのちねは春情な
御書とらふもまゝとす別

爪田 歳年 三十一

妻とふしは浦の年上なりぬきぬき般
夢垣廻船積仲間十組同をたは
下と文記に己年一月七日地にお度年

所

お度巻上巻とまゝのれを
五月にむす己九月の午には月返
ゝる陽除カクデゴたり前後は各別杯
といふなるゝれ九巻つちテラ末
玄如くはつゝつれゝ知らぬれ
はゝゝゝゝゝ

東大・経済
白木屋文書
B 7

威伏新話十卷終

